

◎新潟県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 吉里地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年5月20日から令和6年11月20日まで
- 3 作業地域 新潟県 南魚沼市 吉里ほか 地内